

地方法人関係税の主な税制改正について

令和4年4月
広島県

令和4年度税制改正において、外形標準課税法人及びガス供給業に係る法人事業税の見直しが行われました。令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用されます。

◆外形標準課税法人に対する所得割の税率の見直し

課税標準		税率	
		令和元年10月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額	1.0%	
	3以上の都道府県に事務所(事業所) がある法人の所得		
付加価値割	1.2%	1.2%	
資本割		0.5%	0.5%

◆ガス供給業に係る課税方式の見直し

区分			税率	
			令和元年10月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度
①	導管ガス供給業	収入割	1.0%	1.0%
②	特別一般ガス導管事業者の 供給区域内でガス製造を行 う法人 ^(注)	収入割	1.0%	0.48%
		付加価値割	—	0.77%
		資本割	—	0.32%
③	②以外のガス製造事業者 及び旧一般ガスみなしガス 小売事業者のうち経過措 置対象事業者	収入割	1.0%	—
		所得割	—	所得金額を課税の基礎とする 法人の税率を適用 (資本金1億円以下の法人は 所得割、外形標準課税法人 は所得割・付加価値割・資本 割)
		付加価値割	—	
		資本割	—	
④	①, ②, ③以外の法人	※平成30年度税制改正により見直し済 所得金額を課税の基礎とする法人の税率を適用 (資本金1億円以下の法人は所得割、外形標準課税法人は所得割・付加価値割・資本割)		

(注)20万kℓ以上のLNG基地を維持運用するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人が行うもの(特定ガス供給業)

◆特別法人事業税

法人の種類		課税標準	税 率	
			令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度
外形標準課税法人			260.0%	
外形標準課 税法人以外 の所得金額 課税法人	普通法人	法人事業税 の所得割額	37.0%	
	特別法人		34.5%	
収入金額課 税法人	下記以外の法人	法人事業税 の収入割額	30.0%	
	電気供給業のうち、小売電気 事業等、発電事業等を行う法 人(うち収入割部分)(※)		40.0%	
	特定ガス供給業を行う法人 (うち収入割部分)		—	62.5%